

# 有料職業紹介事業基本契約書

(以下「甲」という。)と株式会社ネクストテラス  
(以下「乙」という。)とは、乙が甲に対して行う有料職業紹介事業に関し、職業安定法に基づき、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## 第1条(目的)

本契約は、甲が乙に対し必要とする人材の紹介を依頼し、乙がこれに応じて求職者を紹介することに関し、甲および乙の権利義務を明確に定めることを目的とする。

## 第2条(委託事項)

甲は乙に対し、次の業務を委託し、乙はこれを受託する。

1. 甲が行う求人について、求人条件に適合する候補者(以下「候補者」という。)の紹介
2. 前号の紹介を行うにあたり必要な相談・助言、人材の開拓および調査

## 第3条(資料等の提供)

甲は乙に対し、本件業務の遂行に必要となる資料および情報を、乙の要請に従い提供するものとする。

## 第4条(労働条件等の明示)

1. 甲は人材紹介の依頼にあたり、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を含む求人条件を、書面または合意した電磁的方法により乙へ明示する。
2. 求人条件に変更が生じた場合、甲は速やかに乙へ通知するものとする。

## 第5条(人材の紹介)

1. 乙は前条により示された求人条件に適合すると判断した候補者で、応募意思を確認した者を甲へ紹介する。
2. 乙は甲への紹介に先立ち、候補者に対して甲から提供された労働条件等を明示する。

## 第6条(採用選考および採用決定)

1. 甲は乙が紹介した候補者を自らの責任と費用にて選考する。
2. 甲は、候補者の選考状況・面接日程・採否決定・入社日の決定等について、速やかに乙へ報告するものとする。
3. 採用を決定した場合、甲は速やかに乙および採用決定者へ内定通知書(または相当書面)を交付する。
4. 甲は採用決定者に対し、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を交付し、甲の責任において雇用契約を締結する。

## 第7条（紹介外採用の禁止）

1. 甲は、乙が紹介した候補者について、紹介後1年以内は乙を介することなく採用活動を行ってはならない。ただし紹介前から採用活動を行っていた場合を除く。
2. 甲が前項に違反し、紹介後1年以内に当該候補者を採用した場合は、乙の紹介による採用とみなし、甲は第8条に定める紹介手数料を乙へ支払う。

## 第8条（紹介手数料）

1. 紹介手数料は、乙が紹介した求職者について、甲が採用を決定した時点および当該採用決定者が入社した時点の双方において発生するものとする。
2. 中途採用の場合
  - ・ 紹介手数料は、理論年収の30%（税別）とする。
  - ・ ただし、算定した紹介手数料が500,000円（税別）を下回る場合は、ミニマムギャランティとして500,000円（税別）を適用する。
  - ・ 理論年収とは、月額固定給×12ヶ月に、賞与算定基準額×前年度賞与支給実績月数を加算した金額とする。
  - ・ 月額固定給とは、基本給、家族手当、住宅手当、役職手当その他諸手当を含むものとし、変動手当は含まない。
  - ・ 理論年収は、採用決定時に甲が提示した賃金条件、または有期雇用・試用期間を経て正規雇用へ転換されることが予定されている場合における正規雇用転換後の予定賃金のうち、いずれか高い金額を基準として算定するものとする。
  - ・ 試用期間中に賃金その他の労働条件が本採用時と異なる場合であっても、紹介手数料の算定基準となる理論年収は、本採用時に適用される予定の労働条件に基づき算出するものとする。
  - ・ 甲が助成金その他の補助金制度を利用する場合であっても、当該制度の利用有無、支給可否または支給時期は、紹介手数料の算定および支払義務に影響を及ぼさないものとする。
  - ・ 採用決定者が有期雇用、試用期間またはこれに準ずる雇用形態で入社した場合であっても、当該採用が正規雇用を前提としたものである限り、本条に基づく紹介手数料の支払義務を負うものとする。
3. 新卒採用の場合
  - ・ 紹介手数料は、一律500,000円（税別）とする。
4. 甲は、紹介手数料算定のため、労働条件通知書、雇用契約書、給与規程その他乙が必要と認める資料の提出に協力するものとする。
5. 甲は、紹介手数料に消費税を加算した金額を、採用決定者の入社月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

## 第9条（紹介手数料の返還）

1. 採用決定者が自己都合により入社後3ヶ月以内に退職した場合、乙は以下の返還料率

で手数料を返還する。

- ・ 1 ヶ月以内：80%
- ・ 1 ヶ月超～3 ヶ月以内：50%

2. 次の場合は返還の対象としない。

(1) 甲の責めに帰す退職・解雇

(2) 労働条件変更、配置転換、業務内容の大幅変更等、会社都合と認められる退職

3. 甲は返還請求を、退職日の翌月末までに書面で乙へ通知する。

4. 乙は通知受領後 1 ヶ月以内に返還金を支払う。

#### 第 10 条（個人情報の取扱いおよび守秘義務）

1. 乙は候補者の同意を得た上で、選考に必要な範囲で甲へ個人情報を提供する。

2. 乙は候補者より提供された情報に基づき紹介を行うが、情報の正確性・真実性を保証しない。候補者の経歴・技能・人格・適格性について最終的な判断責任は甲にある。

3. 甲および乙は知り得た個人情報を厳重に管理し、目的外利用をしてはならない。

4. 不採用となった候補者の情報は速やかに破棄または返還する。

#### 第 11 条（直接交渉の禁止）

甲は、乙に通知することなく候補者と直接連絡や採用決定を行ってはならない。本契約期間中および契約終了後 1 年間も同様とする。

#### 第 12 条（本契約の解除等）

1. 甲または乙が法令または本契約に違反し、相手方から是正要求の通知を受けてから 30 日以内に是正しない場合、相手方は本契約を直ちに解除できる。

2. 甲または乙は、相手方に以下の事由が生じた場合、催告なく即時解除できる。

- ① 支払不能または手形・小切手の不渡り
- ② 破産・再生等の申立て
- ③ 仮差押え・強制執行等
- ④ 公租公課の滞納
- ⑤ 手形交換所の取引停止
- ⑥ 財産状態の悪化またはその恐れ
- ⑦ 解散・会社分割・事業譲渡・合併（グループ内を除く）
- ⑧ 本契約に関する法令違反
- ⑨ 本契約の継続を困難にする重大な事由

3. 甲は、乙が有料職業紹介事業の許可を失った場合、本契約を直ちに解除できる。

#### 第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方当事者またはその役員、従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証する。

2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合、または自ら若しくは第三者を利用して、

相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、信用を毀損する行為、業務を妨害する行為を行った場合、何ら催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

3. 前項により本契約を解除した当事者は、相手方に対し、損害賠償を請求することを妨げない。

#### 第 14 条（有効期間）

本契約の有効期間は 1 年間とし、終了 1 ヶ月前までに更新拒絶の意思表示がない限り自動更新とする。

#### 第 15 条（協議事項）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙双方は、法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

#### 第 16 条（合意管轄）

本契約に関する紛争は〇〇地方裁判所を専属的合意管轄とする。

年 月 日

（甲）

住所：

会社名：

役職・氏名： 印

（乙）

〒321-0932 栃木県宇都宮市平松本町 1222-9

株式会社ネクストテラス

代表取締役 若松卓馬 印

有料職業紹介事業許可番号：09-ユ-300358